

令和3年度宇和島市地域自立支援協議会全体会

# 地域自立支援協議会活動について

宇和島市保健福祉部  
福祉課 障害福祉係

## 目 次

### ○自立支援協議会とは？

1.相談支援と自立支援協議会について

2.令和3年度協議会活動報告

(1) 各会議の開催状況

(2) 専門部会活動報告

3.令和3年度実施事業について

● 障がい者虐待防止に関する取組

4.令和4年度地域自立支援活動方針について

### ○発達障がい児・者支援に関する取組

# 自立支援協議会とは？

- ◆県内には、  
各市町が設置している自立支援協議会  
県が設置している自立支援協議会  
合わせて、21の自立支援協議会が存在
- ◆県自立支援協議会連絡調整会とは、  
各市町間の連携・情報共有の場であると同時に、  
個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題  
を広域又は県全体で検討・協議をしていく場

# **1. 相談支援と自立支援協議会について**

# 市町村（自立支援）協議会

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 障害者総合支援法の成立等を踏まえ、
  - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
  - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
  - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
  - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討

※ H22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

## (自立支援)協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等  
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

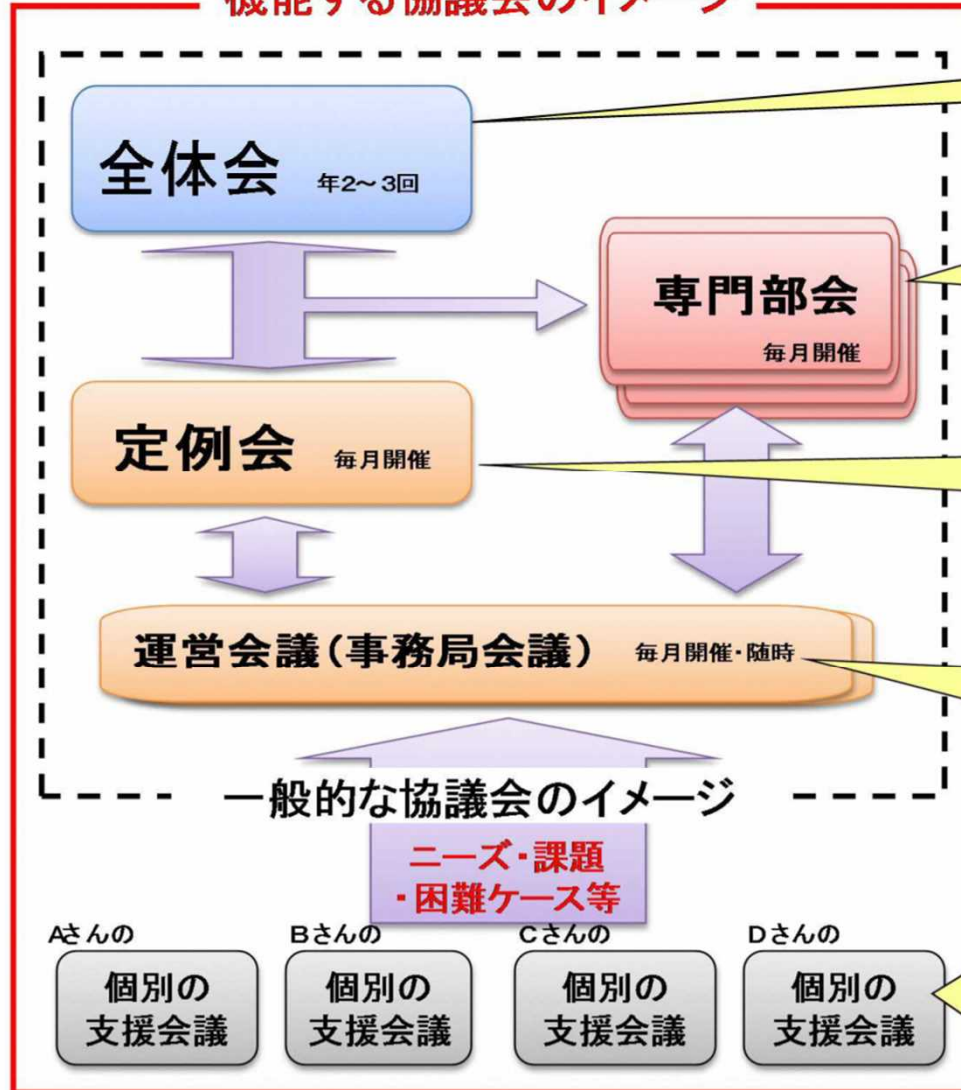
# 市町村（自立支援）協議会の機能

厚労省作成資料

情報機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信</li></ul>
調整機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の関係機関によるネットワーク構築</li><li>・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整</li></ul>
開発機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の社会資源の開発、改善</li></ul>
教育機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 構成員の資質向上の場としての活用</li></ul>
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 権利擁護に関する取り組みを展開する</li></ul>
評価機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価</li><li>・ 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価</li><li>・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用</li></ul>

# 地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

## 機能する協議会のイメージ



### ポイント5

\* 全体会において地域全体で確認

### ポイント4

\* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

### ポイント3

\* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場  
(参加者は現場レベル)

### ポイント2

\* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整  
(交通整理役、協議会のエンジン)

### ポイント1

\* 個別の支援会議は協議会の命綱  
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。  
\* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

## 一般的な協議会のイメージ

# 宇和島市地域自立支援協議会

## ① 法的根拠

### 障害者総合支援法 第89条の3

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

② 設置要綱・・・別紙①参照

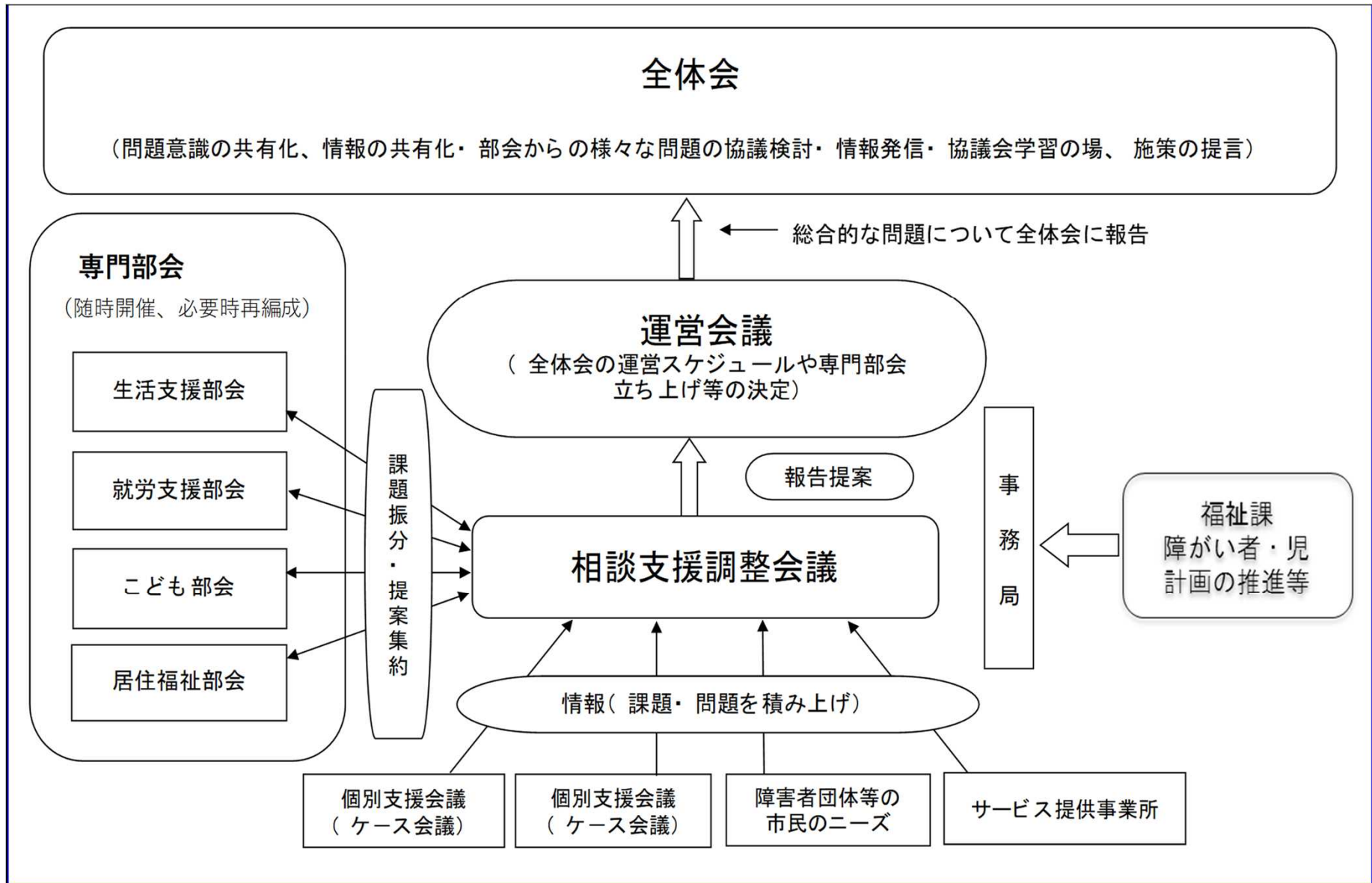
③ 組織体制・・・P8 イメージ図参照

## ④ 構成メンバー等

種 別	構成メンバー
運営会議・相談支援調整会議	相談支援専門員、事務局（障害福祉係）
専門部会 （生活支援・就労支援・こども・居住福祉部会）	相談支援専門員、事務局（障害福祉係） 各部会の協議内容により関係分野からメンバー参集を依頼
全体会（委員 17名）	相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・教育関係機関、雇用関係機関、障がい者関係団体、地域ケアに係る有識者、関係行政機関 等



# 宇和島市地域自立支援協議会の組織体制イメージ図



# 重層的な相談支援体制

## <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、**地域（自立支援）協議会**

## <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

## <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

## 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
<b>基幹相談支援センター</b>	定めなし  《地活要綱例示》 ・主任相談支援専門員 ・相談支援専門員 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター等機能強化事業)</li> <li>● 地域の相談支援体制強化の取組</li> <li>・ 地域の相談事業者への専門的な助言等</li> <li>・ 人材育成</li> <li>・ 地域の相談機関との連携強化</li> <li>・ 地域移行・地域定着の促進の取組</li> </ul> <p>※ 権利擁護・虐待防止 (虐待防止センターの受託)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1,741市町村中 650市町村 (H30.4) 37%</li> <li>687市町村 (H31.4) 39%</li> <li>778市町村 (R2.4) 45%</li> </ul> <p>※ 個所数は 946カ所 (R2.4)</p>
<b>障害者相談支援事業</b>  <b>実施主体：市町村</b>  → 指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者 への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談等)</li> <li>● 社会資源を活用するための支援 (各種支援施策に関する助言・指導)</li> <li>● 社会生活力を高めるための支援</li> <li>● ピアカウンセリング</li> <li>● 権利擁護のために必要な援助</li> <li>● 専門機関の紹介 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全部又は一部を委託 1,579市町村 (91%)</li> <li>■ 単独市町村で実施 1,040市町村 (60%) ※R2.4時点</li> <li>※ 全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</li> </ul> <p>※ <b>市指定：8事業所 委託：4事業所</b></p>
<b>指定特定相談支援事業所</b> <b>指定障害児相談支援事業所</b>	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用支援</li> <li>・ 継続サービス利用支援</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 機能強化型報酬を算定する場合は24時間 対応及び困難事例への対応等を行う場合 あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 9,623ヶ所 (H30.4) 20,418人</li> <li>10,202ヶ所 (H31.4) 22,453人</li> <li>10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人</li> </ul> <p>※ 障害者相談支援事業受託事業所数 2,200ヶ所 (21%)</p>
<b>指定一般相談支援事業所</b>	専従の指定地域移行支 援従事者 (兼務可)、 うち 1 以上は相談支援 専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行支援</li> <li>・ 地域定着支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3,397ヶ所 (H30.4)</li> <li>3,377ヶ所 (H31.4)</li> <li>3,551ヶ所 (R2.4)</li> </ul>

## **2. 令和3年度 協議会活動報告**

### **(1) 各会議の開催状況**

会議名		主な内容
全体会		<p>開催：書面報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域自立支援協議会とは</li> <li>◆令和3年度活動（各部会）報告について</li> <li>◆令和3年度実施事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい児・者支援について</li> <li>・障がい者虐待防止対策事業について</li> </ul> </li> <li>◆令和4年度活動方針（案）について</li> </ul>
運営会議及び 相談支援調整会議		<p>開催：6回/年（通常毎月開催だが、コロナ禍のため6回中止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画相談支援の現状について</li> <li>◆相談支援専門員人材育成ビジョンの改正について</li> <li>◆障がい者の意思決定支援について（検討会）</li> <li>◆困難事例の対応について（意見交換）</li> <li>◆「宇和島市にある社会資源」の活用について（作成図更新）</li> <li>◆各部会活動の報告及び課題の意見交換</li> </ul>
専門部会	生活支援部会	<p>開催：年6回（書面開催1回を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆困っているケースを中心に問題整理と課題抽出</li> <li>◆防災に携わる関係機関との連携協力 防災啓発活動の継続（宇和島市の防災施策の周知拡大…自助啓発）</li> </ul>
	就労支援部会	<p>開催：年4回（書面開催1回を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆就労支援機関及び教育機関との情報共有、連携強化</li> <li>◆就労移行、就労定着支援に関する現状と課題の把握</li> </ul>
	こども部会	<p>開催：年5回（書面開催1回を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談支援専門員の役割を周知するためのリーフレット作成</li> <li>◆リレーファイルについては、体制整備との関係性を重視する必要性が見えたことから、「発達支援拠点整備ワーキング部会」に次年度より移行</li> <li>◆医療的ケア児等の支援体制・・・今後は別枠での協議の場を設けることを検討</li> </ul>
	居住福祉部会	<p>開催：年4回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆グループホームが需要に対して供給が少ない現状、改善策の検討や提言</li> <li>◆緊急時のサービス等利用の情報提供が可能となるような情報の収集・提供、提言</li> <li>◆セーフティネットサービスへの関わりの検討</li> </ul>

## **2. 令和3年度 協議会活動報告**

### **(2) 専門部会活動報告・・・別紙①**

### 3. 令和3年度 実施事業について

#### ○ 障がい者虐待防止に関する取組



## 令和3年度 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修会 (オンライン開催)

### 1 目的

障害者虐待の問題や権利擁護について、地域における福祉関係機関従事者等の理解を深めることにより、障がい者の虐待防止や早期発見と適切な支援に役立てる。

### 2 開催日程：令和4年3月16日（水）

開催場所：宇和島市役所 801会議室（事務局）及びWeb会議システムZoom

### 3 参加者

- ・相談支援専門員、障がい福祉サービス事業所職員・・・29名
- ・宇和島市福祉課職員・・・5名

計34名

### 4 事業内容及び手法

●障がい者虐待防止・権利擁護事業：相談支援専門員による研修会を開催

- ① 講話「障がいを有する方（児）の人権擁護と支援者に求められる覚悟」  
講師 五島 裕子 氏（相談支援事業所ウイルビィベース）
- ② 質疑応答、意見交換、指導・助言  
\* 事前アンケートの事例についてGSVを体験（事例検討会）
- ③ アンケート実施



## 5 事業成果（気づき・学び）

- 法的根拠に基づいた虐待防止対策及び相談支援専門員としての役割について深く学ぶことができた。  
特に、相談支援の基本的視点の中の“権利擁護”が専門員としての重要な役割であるとともに、相談支援の従事者に求められる資質についても多くの気づき・学びがあった。
- 相談支援専門員が障がい者の人権を守るアドボケーター（権利の代弁者）であることを認識し、プロフェッショナルとして研鑽を続けることが必要であることや福祉サービス提供事業所の職員間の支援の質（支援力やチームアプローチ等）の向上等、組織としての取り組みの必要性についても啓発する機会となった。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当初計画を延期後、オンライン開催とした。  
少人数ずつのグループワーク演習はできなかったが、オンラインでのアイデア出し等GSVを体験することで、今後の事例検討会の方法論としても参考となった。

※相談支援専門員はプロフェッショナルとしてのスキルアップが必要。

そのためには、継続的な研修や事例検討を重ねること。

研修は全て一緒にするのではなく、権利擁護や意思決定支援、アセスメント研修等、それぞれ行うことが重要。

## **4. 令和4年度地域自立支援活動方針 について**

**活動方針（案）・・・別紙②**

## ○ 発達障がい児・者支援に関する取組

内容	今年度の取組	実施・予定
1.相談・コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者、保護者、関係機関からの相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延人数427人 実112人（詳細は参考1 相談実績参照）</li> </ul>
2.関係機関との連携	① 宇和島市発達支援拠点整備検討委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目：R3.7.28                      ・ 2回目：R4.2.9</li> </ul>
	② 発達障がい児者支援体制検討ワーキング部会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.1.17</li> <li>*ほか 学校教育課と当係で協議 R3.9.8</li> </ul>
	③ 巡回相談支援 (巡回支援専門員整備事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おむすび相談として5月末～開始。実施3か月後にアンケート実施</li> <li>・ ケースによっては事後フォロー</li> </ul>
	④ リレーファイルの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おむすび相談の際に活用勧奨。職員研修の中で説明。</li> <li>・ 市立宇和島病院小児科スタッフへの説明会 R3.10.4</li> <li>・ 特別支援教育連携協議会 R4.1.25 (報告：発達支援のめざすところ・連携について 等)</li> <li>・ 窓口担当事務職員への啓発</li> <li>・ 地域自立支援協議会こども部会にて検討改善に向けて検討中</li> </ul>
	⑤ 支援会議への参加・開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 23回/年</li> </ul>
	⑥ 関連会議への出席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険健康課：保健師・栄養士全体会 (巡回相談支援の目的等)</li> <li>・ 公立保育園の自主研修グループへの協力 (個別の支援計画についての検討)</li> <li>・ 特別支援事務局委員会</li> <li>・ 教育支援委員会</li> <li>・ 母子保健連絡会（書面開催）</li> <li>・ 園長部会 R4.2.10</li> </ul>

内容	今年度の取組	実施・予定
3.家族支援	① ペアレント・メンターえひめへの協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知及び当日の運営協力</li> <li>・家族支援の検討</li> </ul>
	② こころ根っと・ゆうきの会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍のため活動休止中</li> </ul>
	③ 随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時相談、おむすび相談事後フォロー</li> </ul>
4.情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県の動向把握</li> <li>・先進地の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時</li> </ul>
5.啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自閉症啓発デー</li> <li>・発達障がい啓発週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育課とタイアップしたリーフレット作成 3月上旬配布</li> <li>・中央図書館での関連図書展示予定 R4年4月 (参考2 参照)</li> <li>・研修のお知らせ</li> </ul>
6.研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県や関連機関主催の研修</li> <li>・自主研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立リハビリテーションセンター学院 巡回支援専門員研修会</li> <li>・愛媛県発達障がい者支援センターあい♥ゆう主催の研修</li> <li>・療育研究会</li> <li>・愛媛県教育カウンセラーオンライン公開講座 (ほか)</li> </ul>

参考1 令和3年度 相談実績

1. 延人数

	発達障害	その他	延人数
障害者	58	79	137
障害児 (18歳未満)	172	118	290
計	230	197	427

実人数 112

発達障害：他の疾患との重複を含む。療育中の児も含む

その他：診断名のある人以外の相談。(診断途中、発達障害疑いなど)

2. 支援方法・種別等

関係機関との 連絡・調整 (電話・来所等)	電話	来所相談	訪問	個別支援 会議	教育相談 同行	計
144	98	85	75	23	2	427

関係機関との連絡・調整には支援の方向性を検討した場合を計上。軽微な連絡などは含まず

訪問の中には巡回相談支援(おむすび相談)の園訪問ケース51人を含む

参考2 世界自閉症啓発デー 発達障がい啓発週間啓発リーフレット

「知っていますか?『発達障がい』」

毎年 **4/2** は 国連の定めた **世界自閉症啓発デー**  
World Autism Awareness Day  
 発達障害啓発週間 4月2日～8日

**知っていますか?  
私のこと。自閉症のこと。**

—ジュリアの紹介—  
 セサミストリートに住むジュリアは、自閉症の特性がある女の子です。  
 みんなと同じように、ジュリアも遊ぶことが大好きですが、少し違った  
 遊び方をすることがあります。「みんなちがって、みんないい。」  
 セサミストリートの仲間たちはそんなジュリアのことが大好きです。

●出典:世界自閉症啓発デー 日本実行委員会

**世界は、4月2日が何の日かを、知っている。**  
**ブルー（シンボルカラー）の輪を広げよう**  
 2007年の国連総会で、カタール国王王妃の提案により、毎年**4月2日**を  
 「世界自閉症啓発デー」(WorldAutism Awareness Day)とすることが決議  
 されました。全世界の人々に自閉症を理解してもらう日として各国で取り組みが  
 行われています。「癒やし」や「希望」などを表す「ブルー(青)」を、  
 自閉症のシンボルカラーとしています。

みなさんは、  
 「自閉症」や「発達障がい」って  
 聞いたことありますか？  
 まだ、あまり知られていなくて困っている  
 人がたくさんいます。知ってもらえると  
 助かることが増えます。

まずは、  
 正しく知ることから  
 はじめよう♪

うらを見てね♪

**もっと知りたい!**

●セサミストリートジャパン公式ホームページ ●厚生労働省 発達障害情報・支援センター